

令和 7 年度姫路市防災会議・国民保護協議会 議事録（要旨）

日 時	令和 7 年 10 月 20 日（月）14 時 00 分～15 時 00 分
場 所	姫路市防災センター 5 階 多目的ホール
出席者	48 名（市長及び別紙出席者名簿のとおり）
【姫路市防災会議】 1 開 会（司会進行～事務局） 2 挨拶（市長） 3 議 事（議事進行～会長：市長） （１）令和 6 年度防災活動報告及び令和 7 年度防災活動計画（案）について ※原案通り承認 ＜事務局説明＞ ア 「令和 6 年度 防災活動状況」 ・水防パトロール、各種訓練、会議等を概ね例年通り実施 ・昨年度は 6 月 24 日に姫路駅周辺地域帰宅困難者対策協議会を実施 イ 「令和 7 年度 防災活動計画（案）」 ・水防パトロール、各種訓練、会議等について説明 ・今年度は姫路市総合防災訓練（兵庫県・播磨広域合同防災訓練）を開催予定 多様な手段での物資搬送や要配慮者をはじめ、様々な避難者を想定した避難所設置・運営訓練、道路啓開訓練、救出救助訓練、情報伝達訓練等を県と市町、関係機関が連携して実施することにより、市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る 実施日時：11 月 9 日（日） 実施場所：大手前公園、姫路駅周辺、手柄小学校、家島他 訓練参加機関：国・県・市の防災関係機関、ライフライン関係機関 ＜質疑＞なし （２）姫路市地域防災計画及び姫路市水防計画の修正（案）について ※原案通り承認 ＜事務局説明＞ 「姫路市地域防災計画及び姫路市水防計画の主な修正点 ア 修正の趣旨 国の防災基本計画の修正、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正、県地域防災計画の修正及び本市の防災・減災対策を踏まえ、姫路市地域防災計画・姫路市水防計画を修正 イ 主な修正項目 ①国の防災基本計画を踏まえた修正 ・迅速に緊急輸送道路の通行を確保するための体制整備 ・津波浸水想定を勘案した消防体制の整備 ・広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携 ・物資の備蓄状況の公表 ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実 ・最優先復旧箇所の事前選定等による上下水道一体となった災害対応の実施 ②国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正 ・国の減災目標達成に向けた具体目標の設定 ③県の地域防災計画を踏まえた修正 ・応援派遣職員の活動環境の確保 ④本市の防災・減災対策を踏まえた修正 ・姫路駅周辺地域帰宅困難者対策の充実 ・救援物資供給体制の強化 ＜質疑＞なし 以上閉会	

【姫路市国民保護協議会】

1 開 会（司会進行～事務局）

2 議 題（議事進行～会長：市長）

（１）姫路市国民保護計画に基づく取組について

※原案通り承認

《事務局説明》

ア 令和６年度の取組

①姫路市国民保護協議会の開催

- ・協議会：令和６年７月１９日（金）１４時００分～

②国民保護講演会の開催

- ・令和６年７月１９日（金）１５時００分～

③全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達試験（３回実施）

④弾道ミサイル発射事案等への対応

Ｊアラート等情報伝達機器の点検実施及び国民保護事態等における初動対応等の活動方針の再確認を行った

⑤研修・啓発

啓発リーフレットの配布、市政出前講座の実施、広報ひめじ３月号に「弾道ミサイル落下時の行動」の掲載及び市公式 YouTube への動画投稿を行った

⑥防災情報システムの更新

老朽化したシステムの更新を実施し、市公式防災専用ウェブサイト「ひめじ防災Web」とＪアラートとの連携を構築

イ 令和７年度の取組予定

①姫路市国民保護協議会の開催

- ・協議会：令和７年１０月２０日（月）１４時００分～

内容については、議題２姫路市国民保護計画の一部修正（案）にて説明

②全国瞬時警報システム（Ｊアラート）全国一斉情報伝達試験

③弾道ミサイル発射事案等への対応

Ｊアラート受信機の更新、Ｊアラート等情報伝達機器の点検実施及び国民保護事態における初動対処等の活動方針の再確認を行う

④研修・啓発

啓発リーフレットの配布、市政出前講座の実施及びＳＮＳを活用した広報の実施を行う

ウ 令和８年度以降の取組

国民保護訓練の実施

- ・令和 ８年度 総合防災訓練・国民保護訓練（会場集中型）
- ・令和 ９年度 市単独訓練（図上訓練）
- ・令和 10 年度 国・県・市合同訓練（会場分散型）

《質疑》なし

（２）姫路市国民保護計画の一部修正（案）について

※原案通り承認

《事務局説明》

統計の数値や国の指針、県の計画に基づく修正を行った

- ・観光等における来訪者（数値の時点修正）
- ・その他施設の状況（数値の時点修正）
- ・安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（国指針・県計画に基づく修正）
- ・武力攻撃原子力災害への対処（法 105）（国指針・県計画に基づく修正）

《質疑》なし

以上 閉会